

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第11号



新聞購読トラブル

新聞の勧誘についての相談が増えています。契約は慎重に！

事例

- ① 5日前に新聞の勧誘員が来てアンケートに答えた。商品券と洗剤をくれるというので契約した。
新聞が配達されるようになったが、聞いていたほどチラシが入らなかった。「やめたい」と言うと、商品券や洗剤を渡したので解約できないと強い口調で言われた。
- ② 一人暮らしの父が今年の1月から1年間の新聞購読の契約をしていた。しかし、現在、父は寝たきりになってしまったので新聞を解約したい。

アドバイス

- ① 訪問販売による新聞購読契約の場合は契約書面を受領した日から**8日以内**であれば、クーリング・オフができます。たとえ商品券などの景品をもらっていても、解約できます。ただし、もらった景品は返却しましょう。
- ② 新聞勧誘では、6カ月や1年間などと期間を定め契約する場合があります。期間を定めた契約では、クーリング・オフ期間を過ぎた場合は、正当な理由がないと、勝手に途中でやめることはできません。販売店との話し合いで解約する必要があります。

◎対処法

- ・ドアを開けるときは、用件を確かめ、慎重に
- ・不要な場合は、キッパリと断りましょう
- ・新聞勧誘時の景品は法律で制限されています。高額な景品につられて契約しないようにしましょう
- ・クーリング・オフ期間が過ぎても、契約時に虚偽の説明があったり、断っても帰らないなどで不安や困惑させられ契約した場合は、取り消せる場合があります。消費生活センターに相談しましょう



わかるから
いいに聞
てね。



名古屋市消費生活センター
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
平日 TEL 052-222-9671
土・日 TEL 052-222-9690
祝日・年末年始を除く
相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)